

## 公立大学法人青森公立大学職員の介護休業等に関する規程

平成21年4月1日

規程第50号

改正 平成29年 3月規程第4号

(趣旨等)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。）第45条の規定に基づき、青森公立大学職員の介護休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程において「介護休業等」とは、次条第1項の介護休業及び第5条第1項の介護短時間勤務をいう。

3 この規程に定めるもののほか、職員の介護休業等については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の関係法令の定めるところによる。

(介護休業)

第2条 介護休業は、職員が次に掲げる者で要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護が必要となる状態）のもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹及び孫

(6) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が定めるもの

2 介護休業の期間は、前項各号に掲げる者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

(介護休業の単位)

第3条 介護休業の単位は、1日とする。

(介護休業の申出)

第4条 介護休業をしようとする職員は、理事長が定める書面により、当該休業をしようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、理事長に申し出なければならない。

2 前項の場合において、第2条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休業の申出をしようとするときは、2週間以上の期間について一括して申し出なければならない。

3 理事長は、第1項の規定による申出があったときは、これを拒むことができない。ただし、当該申出があった日から起算して93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員で、労使協定（就業規則第4条第1項に規定する労使協定をいう。）により介護休業ができないものとして定められた職員からの申出については、この限りでない。

4 理事長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（介護短時間勤務）

第5条 介護短時間勤務は、職員が第2条第1項の規定に該当する場合において、要介護者の介護をするため、同項に規定する介護休業をせず、1日の勤務時間を短縮して勤務する勤務の形態とする。

2 介護短時間勤務の期間は、第2条第1項各号に掲げる要介護者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年間の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における期間とする。

（介護短時間勤務の単位）

第6条 介護短時間勤務により短縮する勤務時間の単位は、1時間とする。

2 前項の短縮する勤務時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

（介護短時間勤務の申出）

第7条 第4条の規定は、介護短時間勤務について準用する。

（介護休業等期間中の給与）

第8条 介護休業等をしている期間の給与については、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額する。

2 前項に定めるもののほか、介護休業等をしている期間の給与に関する事項は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）及び同規程に基づく細則の定めるところによる。

（介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止）

第9条 職員は、介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(その他)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例（平成3年青森地域広域事務組合条例第9号）において準用する青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年青森市条例第47号）及び青森地域広域事務組合に青森市の規則を準用する規則（平成3年青森地域広域事務組合規則第5号）において準用する青森市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年青森市規則第34号）の規定に基づき介護休暇の承認を受けている職員で、当該介護休暇の期間が施行日以後に及ぶものについては、当該介護休暇は、この規程に基づく介護休業又は介護短時間勤務とみなし、引き続きその効力を継続させる。

附 則（平成29年規程第4号）

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。